

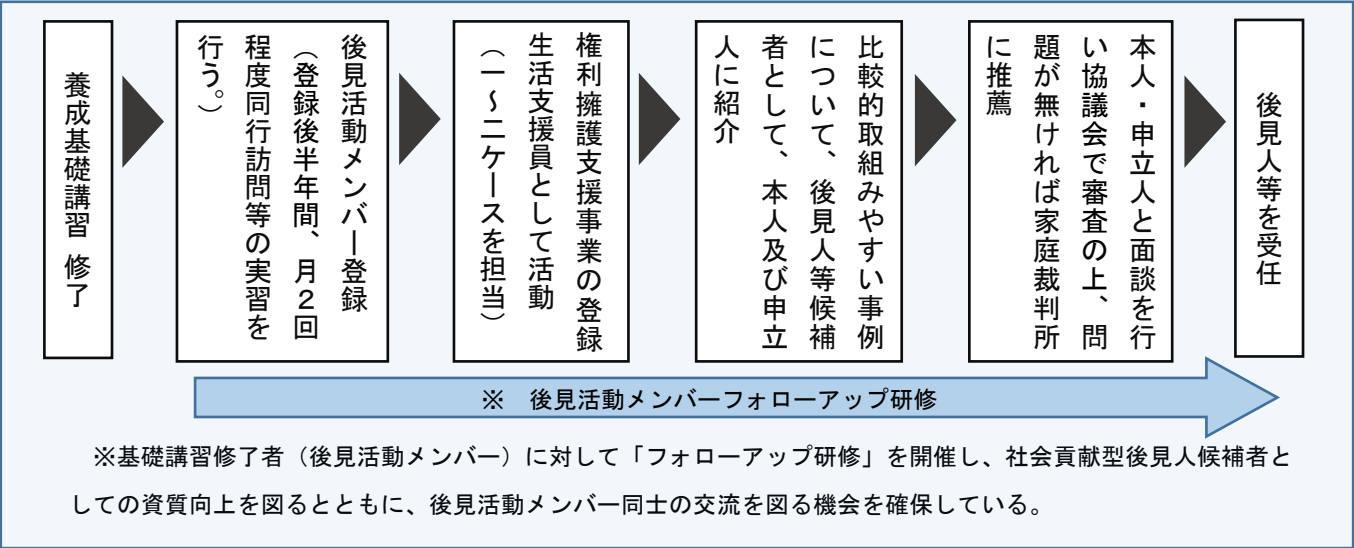
基礎講習修了者向けフォローアップ研修の充実について

1 社会貢献型後見人等養成事業の概要

地域における成年後見制度の担い手を確保するため、平成 27 年度から中央区社会福祉協議会において、社会貢献的な精神に基づき後見業務に取り組むことに意欲を持つ区民を対象として「社会貢献型後見人等を養成するための基礎講習（以下「基礎講習」という。）」を実施し、区はその経費を補助してきた。実施にあたっては、近隣区であることや養成人数の規模が同程度であることなどから、港区社会福祉協議会との合同により実施することで、効率的・効果的な運営を図ってきたところである。

令和 3 年 4 月から、基礎講習を区が中央区社会福祉協議会への委託により実施することとなったため、同年 7 月に新たに中央区と港区において、「社会貢献型後見人等養成基礎講習の合同実施に関する協定」を締結し、引き続き合同で基礎講習を実施するとともに、区同士の連携を強化し、成年後見制度の利用促進における協力体制の構築を図っていくこととした。

(1) 基礎講習修了から受任までの流れ



(2) 実績（令和 3 年 8 月 26 日時点）

基礎講習修了者累計	32 人
後見活動メンバー登録者	24 人
社会貢献型後見人等受任実績累計	10 件（後見 6 件 保佐 3 件 補助 1 件）
社会貢献型後見人等受任中	1 件

【参考】成年後見人等と本人との関係別件数（東京家庭裁判所統計情報より抜粋）

	親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会貢献型 後見人等	その他 個人	計
平成 30 年	6	7	5	4	0	1	23
令和元年	10	10	16	1	1	1	39
令和 2 年	9	7	13	4	1	0	34

※ 1 月～12 月までに後見開始、保佐開始及び補助開始事件で開始の審判がなされた事件

2 課題

- ・社会貢献型後見人等が比較的取り組みやすい事例として、区内の福祉施設に入所しているケースが挙げられるが、入所している施設の所在地が区外であることも多く、社会貢献型後見人等候補者を推薦できるケースが少ない。
- ・身寄りがない、または親族の支援が受けられないなどの理由で区長が申立てを行うケースでは、地域の実情を熟知し、身近な地域で日常的に見守りながらきめ細やかな後見業務を行うことができる社会貢献型後見人等の受任が望ましいケースが多いが、本区における区長申立の件数が少なく、受任につながらない。
- ・基礎講習修了から後見人等として選任されるまでの期間が3～4年となっており、その間、権利擁護支援事業の登録生活支援員として活動を行っているものの、後見活動メンバーの中には、モチベーションを維持することが困難な方もいる。
- ・受任経験者が少ないためノウハウの蓄積ができず、社会貢献型後見人同士での知識の共有が難しい。

3 内容

社会貢献型後見人等候補者の資質の向上を目的として年に2回実施している「後見活動メンバーフォローアップ研修」の内容を充実し、港区との合同により実施する。

基礎講習修了後も各区の後見活動メンバー同士が交流を持つ機会を確保することで、お互いに見識を深め相互の良い点や課題について考えるきっかけとし、後見活動メンバーのモチベーションの維持・向上につなげていく。

令和2年度まで	令和3年度
●後見活動メンバー フォローアップ研修（ <u>中央区単独</u> ） 2回	●後見活動メンバー フォローアップ研修（ <u>中央区単独</u> ） 1回 ●後見活動メンバー フォローアップ研修（ <u>港区との合同</u> ） 1回

【令和3年度 港区との合同研修の実施概要】

中央区・港区 合同フォローアップ研修&情報交換会

- （1）開催日時・会場 令和3年9月27日（月）14:30～16:30
麻布区民協働スペース（港区六本木5-16-46）
- （2）講師 社会福祉士 鳥居 理英子
- （3）内容 ①専門職後見人からの事例報告
(被後見人とのコミュニケーションの取り方、施設職員等との関わり方等)
報告についての検討、意見交換 90分程度
②情報交換、質疑等 30分程度
※中央区と港区混合の5人程度のグループを作成する。
- （4）対象者 後見活動メンバー ※参加想定人数 25～30人程度

※なお、令和4年度以降も年1回、港区との合同研修を実施していく予定である。